



# 市からの連絡帳

平成25年7月1日号 広報西東京

## 7月は、固定資産税・都市計画税 第2期の納期です。

～納付には、便利な口座振替を～  
◆納税課(☎ 042-460-9832)

## 届け出・税・年金

### 市税・国民健康保険料(税)の 休日納付相談窓口

時 7月6日(土)・7日(日)午前9時～午後4時  
場 市税…納税課(田無庁舎4階)  
国民健康保険料(税)…保険年金課(田無  
庁舎2階)

※窓口は田無庁舎のみ

内 市税・国民健康保険料(税)の納付お  
よび相談、納付書の再発行など  
◆納税課(☎ 042-460-9832)  
◆保険年金課(☎ 042-460-9824)

### 外国人住民の方の住基ネット運用を 開始します

7月8日(月)から、外国人住民の方につ  
いても住基ネット(住民基本台帳ネット  
ワークシステム)の運用が始まります。

これに伴い、外国人住民の方の住民票  
に住民票コードを記載し、ご本人に住民  
票コードを郵送で通知します。なお住基  
ネットの運用開始に当たって、外国人住  
民の方が手続きを行う必要はありません。  
◆住基ネットが運用になるとできること  
(例)  
◇住民基本台帳カード(以下住基カード)  
の交付を受けることができます。住基  
カードはセキュリティに優れたICカ  
ードで、「顔写真付き住基カード」は公的  
な身分証明書としても使えます。  
◇在留カード・住基カード・運転免許証  
などの官公署発行の顔写真付き身分証明

書の提示により、お住まいの市区町村以  
外でも住民票の写しの交付を受けること  
ができます。

◇住基カードに電子証明書を格納するこ  
とで、電子証明書による本人確認を必要  
とする行政手続きのインターネット申請  
(e-Taxなど)ができます。

◆市民課(☎ 042-460-9820)  
保(☎ 042-438-4020)

### 住民票の写し・印鑑証明書は 自動交付機のご利用を！

ご本人が、在留カード・特別永住者証  
明書などの官公署の発行した顔写真入り  
の身分証明書・免許証または許可証を  
持って申請すると、「西東京市民カード」  
が交付されます。暗証番号を設定するこ  
とにより、市内7カ所に設置されている  
住民票等自動交付機で住民票の写しを取  
得することができます。

すでに印鑑登録をしていて「西東京市  
民カード」をお持ちの方は、住民票用の  
暗証番号を設定することにより、住民票  
の写しを住民票等自動交付機で取得でき  
るようになります。

◆市民課(☎ 042-460-9820)  
保(☎ 042-438-4020)

### 国民年金保険料免除などの 申請を受け付け

平成25年度(7月～平成26年6月分)  
の国民年金保険料免除などの申請受け付  
けを、7月1日(月)より開始します。

国民年金保険料の納付が困難な場合は  
保険料の免除制度があります。免除制度  
には、保険料の全額(1万5,040円)が免  
除される「全額免除」と、保険料の一部を  
納付することにより、残りの保険料の納  
付が免除となる「一部納付」があります。  
「一部納付」には、「4分の1納付」(保険  
料3,760円)、「半額納付」(保険料7,520  
円)、「4分の3納付」(保険料1万1,280  
円)

円)の3種類があります。被保険者・配偶  
者および世帯主の前年所得(平成24年  
中所得)が一定の基準額以下の場合に、  
申請により承認されます。希望する方は  
免除制度をご利用ください。

免除が承認された期間は、老齢・障害・  
遺族基礎年金の受給資格期間に含まれ、  
老齢基礎年金の計算の際は、保険料を全  
額納付した場合に比べて、全額免除期間  
は「2分の1」、4分の1納付期間は「8  
分の5」、半額納付期間は「8分の6」、4  
分の3納付期間は「8分の7」として計算  
されます(一部納付分の保険料を納付し  
ない場合は免除が無効になり、未納扱い)。

また30歳未満の方で、本人・配偶者の  
前年の所得が一定の基準額以下の場合、  
「若年者納付猶予制度」を利用できます。  
これは老齢・障害・遺族基礎年金の受給  
資格期間には含まれますが、老齢基礎年  
金額の計算には含まれません。

免除・納付猶予された期間は、10年  
以内であれば、あとから保険料を納める  
こともできます(承認期間の翌年度から  
起算して3年度目以降に保険料を納付す  
るときは、加算額が上乗せ)。

なお平成24年度(平成24年7月～平  
成25年6月分)の保険料免除などの申請  
期限は7月31日(火)です。

※申請は原則として毎年度必要です。

□申請場所 保険年金課(田無庁舎2階)  
市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)

◆保険年金課(☎ 042-460-9825)

### 国民健康保険料納入通知書を送付

平成25年度国民健康保険料納入通知  
書を、7月中旬に世帯主の方へ送付しま  
す。国民健康保険料は、皆さん安心して医  
療にかかるための貴重な財源です。期限  
内に必ず納付するようご協力ください。

#### ◆保険料の納め方

保険料は、7月から翌年の2月まで8  
回に分けて納付していただきます。納期  
限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処

分を受ける場合もあります。

#### ◇口座振替による納付

口座振替依頼書を納入通知書に同封して  
お送りします。口座振替を希望する方は、  
預貯金通帳・通帳の届け出印・納入  
通知書をお持ちのうえ、口座のある金融  
機関・郵便局で手続きをしてください。

#### ◇特別徴収による納付

次の①～③の全てに該当する方は、年  
金から保険料を納めていただきます(特  
別徴収)。

①世帯主が国保の加入者であること  
②国保の加入者全員が65歳以上75歳未  
満であること

③世帯主が受給する年金の年額が18万  
円以上で、国民健康保険料と介護保険料  
の合算額が年金額の2分の1を超えない  
こと

該当する方には、納入通知書でお知  
らせします。該当しない方は、今までど  
おり納付書や口座振替での納付になります  
(普通徴収)。

※今年度中に世帯主の方が75歳到達に  
より後期高齢者医療制度へ移行する場合  
は、普通徴収により納めていただきます。

#### ◇特別徴収から口座振替への変更

特別徴収該当の方も口座振替による納  
付を選択できます。詳しくは、送付する  
納入通知書に同封のお知らせをご覧くだ  
さい。

#### ◆納付が困難な場合はご相談を！

分割納付などの納付相談を行っていま  
す。お気軽にご相談ください。

#### ◆非自発的失業の方は保険料の軽減手 続きを

次の①～③の全てに該当する方

①平成21年3月31日以降に失業された  
方

②離職日時点で65歳未満の方

③ハローワーク発行の「雇用保険受給資  
格者証」の離職理由が次の番号の方  
11、12、21、22、31、32、23、33、34

※詳細は、お問い合わせください。

◆保険年金課(☎ 042-460-9822)

## 「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

### 国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証の一部負担  
金の割合は、毎年8月1日に当年度の住  
民税の課税所得金額と世帯の状況によ  
り見直し(定期判定)を行います。新しい高  
齢受給者証は、7月中旬に簡易書留郵便  
でお送りします。

#### ◆負担割合の判定基準

##### □1割負担の方

①同一世帯の70～75歳未満の国保被保  
険者のうち、住民税課税所得(課税標準  
額)が145万円以上の方がいない世帯

②住民税課税所得(課税標準額)が145万  
円以上の方で国保被保険者の収入の合計  
が次の金額に満たない方は、基準収入額  
適用申請により1割負担

(1) 世帯に70～75歳未満の国保被保  
険者が1人の場合は収入が383万円未満  
(2) 世帯に70～75歳未満の国保被保険  
者が2人以上の場合は、収入の合計が  
520万円未満

(3) 世帯に70～75歳未満の国保被保険  
者が1人で、被保険者本人の収入が  
383万円以上であっても、世帯に後期  
高齢者医療制度への移行により国保を  
抜けた方(旧国保被保険者)がいる場合、

旧国保被保険者を含めた収入が520万  
円未満

※平成26年4月1日からの負担割合は  
未定

##### □3割負担の方(現役並み所得者)

下記の①・②ともに該当する場合

①同一世帯の70～75歳未満の国保被保  
険者のうち、住民税課税所得(課税標準  
額)が145万円以上の方がいる世帯

②70～75歳未満の国保被保険者が1人  
の場合は収入が383万円以上、2人以上  
の場合は収入の合計が520万円以上の  
世帯

◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い  
定期判定により3割負担と判定された  
方で、前年の収入金額(諸控除を引く前  
の金額)が基準額未満の方は、基準収入  
額適用申請により1割負担となります。  
※該当すると思われる方には、6月下旬  
に申請書を送付していますので、必ず申  
請してください。

※地方税法における扶養控除の見直しに  
伴い、住民税課税所得による判定におい  
ては補正を行います。

◆保険年金課(☎ 042-460-9822)

### 後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証の一部負担  
金の割合は、毎年8月1日に当年度の住  
民税の課税所得金額と世帯の状況によ  
り見直し(定期判定)を行います。後期高  
齢者医療被保険者証が有効期限内でも、一  
部負担金の割合が変わる方については、  
7月下旬に新しい被保険者証を簡易書留  
郵便でお送りします。

#### ◆負担割合の判定基準

##### □1割負担の方

①住民税課税所得(課税標準額)が145万  
円未満の被保険者

②住民税課税所得(課税標準額)が145万  
円以上の方で被保険者の収入合計額が次  
の金額に満たない方は基準収入額適用申  
請により1割となります。

(1) 世帯に被保険者が1人の場合は前年  
の収入額が383万円未満  
(2) 世帯に被保険者が2人以上の場合は  
前年の収入合計額が520万円未満

(3) 被保険者と同じ世帯に70～74歳の後  
期高齢者医療制度以外の保険に加入し  
ている方がいる場合はその方と被保険  
者の前年の収入合計額が520万円未満

#### □3割負担の方

住民税課税所得(課税標準額)が145万  
円以上で、世帯に被保険者の方が1人の  
場合は前年の収入額が383万円以上、被  
保険者が2人以上の場合は収入合計額が  
520万円以上

※被保険者とは後期高齢者医療被保険者  
証を持っている方です。

#### ◆「基準収入額適用申請書」提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された  
方で、前年の収入金額(諸控除を引く前  
の金額)が基準額未満の方は、基準収入  
額適用申請により1割負担となります。

※該当すると思われる方には、6月下旬  
に申請書を送付していますので、必ず申  
請してください。

◆広域連合では、東京いきいきネットHP  
(http://www.tokyo-ikiiki.net)で、後  
期高齢者医療制度についての情報提供を  
行っています。ご利用ください。

◆保険年金課(☎ 042-460-9823)